

令和6年 第8回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年8月5日（月） 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠 席	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 福泉 智久、木村 有美

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第34号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (所有権移転) 1件

議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (一括方式) 1件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 6 年度 農業委員会県外視察研修について
- ・農地の借受希望者の情報提供について（依頼）
- ・農業次世代人材投資事業関連協力依頼について
- ・地域計画策定に向けた地域の協議の日程について
- ・第 9 回農業委員会総会（日時 令和 6 年 9 月 5 日（木）13：30～
場所 八幡浜庁舎 5 階 大会議室）

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、令和 6 年第 8 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中、18 名で総会成立の定足数に達しております。欠席委員は、1 番、濱田 善純委員の 1 名でございます。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（菊池会長挨拶）

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 それでは議事録署名人に「13 番、比企 義一委員」、「14 番、二宮隆徳委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 20 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 20 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「3,455 m²」、
外 10 筆、計「29,825 m²」、3 条使用貸借です。
貸付人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

借受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、使用貸借の期限が満了になるため、再設定を行いたい。借受人は、期間延長を行い、継続して耕作する、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号20について説明いたします。「〇〇〇〇」さん、親子共々、農協の共選の役員を歴任された農家であり、現在、息子の「〇〇〇〇」さんが経営主となって経営されております。一部、お父さんの「〇〇〇〇」さんから貸借ということで借りておられた土地が10年きて、再設定ということで、今回の議案に上ったわけなんですけれども、親子間の貸借でありますし、再設定ということでなんら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より番号20について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号21について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号21について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「2,613 m²」、
外18筆、計「29,426 m²」。3条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、農業後継者に所有農地すべてを譲渡したい。譲受人は農地を譲り受けて、農業経営に励みたい、であります。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 それでは、21番の説明をさせていただきます。譲渡人の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇歳で、就農して42年になります。現在、〇〇〇〇共選では幹事をされておりまして、譲受人の、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳で、「〇〇〇〇」さんの娘さんになります。ということで父親から子への譲渡ということになります。「〇〇〇〇」さんは、大学を卒業後、地元に戻って、務められておりましたが、2年ほど前に就農されまして、現在は父親の「〇〇〇〇」さんと一緒にみかん作りをされておりまして。「〇〇〇〇」さんは、「〇〇〇〇」の奥さんと娘の「〇〇〇〇」さんの3人暮らしで、「〇〇〇〇」さんも高齢になってきたため、今回娘の「〇〇〇〇」さんに譲渡するという運びになりました。それで、園地の所在に〇〇〇〇町がいっぱいあると思うんですが、「〇〇〇〇」さんの園地は、〇〇〇〇と〇〇〇〇境にある園地が多くて、〇〇〇〇と〇〇〇〇境というのは、〇〇〇〇の方が、〇〇〇〇の所在の園地を所有していたり、逆に〇〇〇〇の方が、〇〇〇〇の所在の園地を所有したりしています。何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 それでは番号21について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号22について事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは、番号 22 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「232 m²」、
外 7 筆、計「7,265 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、農業後継者に農地を譲渡したい、譲
受人は、農地を譲り受けて農業経営に励みたい、であります。本議案
につきましては申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各
号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしている
と考えます。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 4 番 22 番について説明いたします。この「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳、
息子さんは〇〇〇〇歳です。2 人ともまだ元気で、バリバリ仕事され
てるんですが、若い人の自立というか意欲を高めるためにも、お父さ
んは少しずつ農地を息子に譲っていくという意思で、今回こういうこ
とをされております。場所は全部〇〇〇〇の自分とこの家からの上
方にある現地です。一生懸命努力されて、経営をされておりますので、
問題ないと思います。
- 議 長 番号 22 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第 34 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請
に対する意見について」上程します。
番号 1 について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第 34 号、番号 1 について説明いたします。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん、農業の方です。

農地の所在は「〇〇〇〇」、地目、「畑」、面積、「557 ㎡のうち 193 ㎡」、を用途変更するものです。農用地区区域の除外申し出に至る理由は、現在所有している農業用倉庫が手狭で、拡張する余地がないために、新たに農業用倉庫を建設したいというものです。既存の倉庫及び自宅から近いこと、また、道路に接しており車などの出入りが容易で、急傾斜地ではない場所を選定した結果、申請地を選びました。申請地は周囲に所有地も多く、作業効率の増加を見込むことができ、周辺農地に対し農業上の支障が出る恐れもないことから計画変更を申請するものです。参考資料の 1 ページから 2 ページに変更の位置図、7, 8, 9 ページの写真をご覧ください。申請地は〇〇〇〇小学校から東に約 1 キロの山間部、〇〇〇〇地区にあります。3 ページに周辺の状況図として地番地目図、4 ページに利用計画図、5 ページに平面と立面の図面を掲載しております。そして、6 ページに地積測量図を掲載しておりますのでご確認いただければと思います。なお、今回の変更については 200 ㎡以下の軽微な変更として扱われるため、今回上程し承認されましても、農地転用までは行わないものとなります。以上説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 議案第 34 号、番号 1 について説明いたします。申請者は、「〇〇〇〇」さんで、共選長や理事長をされた頑張り屋さんでありまして、現在使われている倉庫が、新しい選果機を入れるにあたって狭いということで、現在の倉庫の斜め前、自宅のちょうど隣に柑橘が植わっているんですけど、そこに新しい倉庫を建てたいということで、申請がありました。それで、自分とこの道もありますし、他に迷惑掛けるようなところでもありませんので、許可申請をしていただけたらと思います。

以上です。

議 長 ただいまの番号 1 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」所有権移転を上程します。
- 議 長 番号 69 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第 35 号について説明します。
番号 69、所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,037 m²」、外 2 筆、計「2,445 m²」。
所有権を移転する者、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者、「〇〇〇〇」、売買価格は、無償譲渡となっております。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 2 番 番号 69 について説明します。売り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇にお勤めで、今後この園地を作られる予定はないという事です。買い手の「〇〇〇〇」さんは、現在〇〇〇〇歳で、ご夫婦で、2 ha の園地を耕作されており、将来的には息子さんが帰ってくる予定ということです。そしてこの園地は、10 年ぐらい前から「〇〇〇〇」さんがあたって耕作をされていたということで、「〇〇〇〇」さんはお世話にもなってきたということで、今回無償で譲るということになりました。問題ないと思います。よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま番号 69 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

11番「玉木勝広委員」退席

議長 続きまして、議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」一括方式を上程します。
番号21について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案36号について説明します。中間管理機構をとおした貸借です。番号21、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,617 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「年〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 それでは、21番の説明をさせていただきます。貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳、〇〇〇〇で、〇〇〇〇在住で、地元にお兄さんがいますが、そのお兄さんは、会社勤めをされております。亡くなられたご両親が蜜柑作りをずっとされていましたが、今はすべての園地を貸し出しています。借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳で、奥さんと長男の3人で営農されております。2年前に長男が就農をされ、園地を増やしたいと思っていたところ、親戚にあたる「〇〇〇〇」さんより耕作の依頼があり、今回の運びとなっております。何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 ただいまの番号21について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

「11番玉木勝広委員」着席

議 長 続きまして、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」、番号40について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明します。
番号40、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「661 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
貸借人「〇〇〇〇」、解約の理由は、「貸借契約をやめて売買契約に変更するため」です。
以降の案件は、説明を省略致します。以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年8月5日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 比 企 義 一

議事録署名人 二 宮 隆 徳